

A 2 訪問介護相当サービス サービスコード表

令和 4 年10月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A2	1111	訪問介護相当サービスⅠ	イ 訪問介護相当サービス 費（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2 （週1回程度）	1,176	1月につき
A2	2111	訪問介護相当サービスⅠ・日割			39	1日につき
A2	1211	訪問介護相当サービスⅡ	ロ 訪問介護相当サービス 費（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2 （週2回程度）	2,349	1月につき
A2	2211	訪問介護相当サービスⅡ・日割			77	1日につき
A2	1321	訪問介護相当サービスⅢ	ハ 訪問介護相当サービス 費（Ⅲ）	要支援2（週2回を超える程 度）	3,727	1月につき
A2	2321	訪問介護相当サービスⅢ・日割			123	1日につき
A2	6001	訪問介護相当サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	8000	訪問介護相当サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算		1月につき
A2	8001	訪問介護相当サービス特別地域加算・日割		所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2	8100	訪問介護相当サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	8101	訪問介護相当サービス小規模事業所加算・日割		所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2	8110	訪問介護相当サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8111	訪問介護相当サービス中山間地域等加算・日割		所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2	4001	訪問介護相当サービス初回加算	ニ 初回加算	200 単位加算	200	1日につき
A2	4003	訪問介護相当サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ホ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位加算	100
A2	4002	訪問介護相当サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位加算	200
A2	6269	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 137/1000 加算	
A2	6270	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6271	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6273	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	(3)で算定した単位数の 90% 加算	
A2	6275	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	(3)で算定した単位数の 80% 加算	
A2	6278	訪問介護相当サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 63/1000 加算	
A2	6279	訪問介護相当サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 42/1000 加算	
A2	6281	訪問介護相当サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000 加算		1月につき
A2	8310	訪問介護相当サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の 1/1000 加算		1日につき

【静岡市独自の運用における注意事項】

訪問介護相当サービスⅢ（週2回を超える程度の利用）は、要支援2の方のみ利用できます（事業対象者及び要支援1の方は利用できません）。